

第2次山口県犯罪被害者等支援推進計画

令和8年（2026年）4月
山 口 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 犯罪被害等の現状	
1 犯罪等の現状	3
(1) 全刑法犯	3
(2) 重要犯罪	3
(3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数	5
(4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数	6
(5) 人身交通事故と死者数	7
2 犯罪被害者等の置かれている状況	8
(1) 直接的被害及び二次的被害	8
(2) 被害の潜在化	8
第3章 計画の基本的考え方	
1 計画の目的	9
2 計画の基本方針	10
第4章 具体的施策	
基本方針1 損害回復・経済的支援	11
1 経済的負担の軽減	11
2 居住の安定	13
3 雇用の安定	14
基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止	15
1 心身に受けた影響からの回復	15
2 安全の確保	18
基本方針3 支援等のための体制整備	21
1 相談及び情報の提供等	21
2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援	24
3 人材の育成	25
4 推進体制の整備	26
基本方針4 県民の理解の促進	28
1 犯罪被害理解促進期間	28
2 年間を通じた広報啓発	28
第5章 計画の進行管理	31

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等^{※1}は、犯罪等^{※2}による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害^{※3}に苦しめられることも多いことから、こうした犯罪被害者等を社会で孤立させることなく、安心して暮らすことができるよう支援していくことが大変重要です。

国では、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」を制定し、これまで4次にわたって策定されてきた「犯罪被害者等基本計画」に基づき、支援の充実に向けた様々な施策を実施しています。

県においては、平成18年（2006年）に制定した「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、幅広い県民、市町、関係機関・団体からなる「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、犯罪被害者等の支援の充実に向けて、県民の理解の促進や相談支援の充実、居住の確保などの取組を積極的に行ってきました。

こうした中、令和3年（2021年）、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを実現するため、「山口県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定するなど関係機関・団体が一丸となって犯罪被害者等への支援施策に取り組んでいます。

しかしながら、県内では依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化しやすいDV^{※4}やストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSによる誹謗中傷や誤情報の拡散などにも課題があります。

第2次となる本計画では、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、更なる取組を進めてまいります。

2 計画の根拠と位置付け

この計画は、条例第9条第1項の規定に基づく「推進計画」です。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

図表 1 犯罪被害者等支援の主な経緯

年	できごと
昭和 49 年(1974 年)	三菱重工ビル爆破事件
昭和 55 年(1980 年)	「犯罪被害者等給付金支給法」制定
平成 7 年(1995 年)	地下鉄サリン事件
平成 8 年(1996 年)	警察庁が「被害者対策要綱」を制定
平成 10 年(1998 年)	山口県警察が「山口県被害者支援連絡協議会」を設置
平成 16 年(2004 年)	「犯罪被害者等基本法」制定
平成 17 年(2005 年)	「犯罪被害者等基本計画」(H17~H22)閣議決定
平成 22 年(2010 年)	県に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置
平成 23 年(2011 年)	「第 2 次犯罪被害者等基本計画」(H23~H27)閣議決定
平成 24 年(2012 年)	山口県公安委員会が公益社団法人山口被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定 「防府市犯罪被害者等支援条例」制定 (H25.4.1 施行)
平成 25 年(2013 年)	「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の取組方針に「犯罪被害者等支援対策の推進」を明記 「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置
平成 28 年(2016 年)	「第 3 次犯罪被害者等基本計画」(H28~R2)閣議決定 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町が「犯罪被害者等支援条例」を制定
令和 3 年(2021 年)	「第 4 次犯罪被害者等基本計画」(R3~R7)閣議決定 「山口県犯罪被害者等支援条例」制定 (R3.4.1 施行) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」、「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置 「山口県犯罪被害者等支援推進計画」(R3~R7)策定
令和 7 年(2025 年)	県内の全市町において犯罪被害者等支援に特化した条例を制定
令和 8 年(2026 年)	「第 2 次犯罪被害者等支援計画」(R8~R12)策定

※¹ 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

※² 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

※³ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、SNS 等による誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

※⁴ DV (Domestic Violence)

一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

また、この計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に規定する次の者を「配偶者」と表記します。

- ・ 配偶者及び元配偶者
- ・ 婚姻の届出をしていない「事実婚」の関係にある者 (事実婚を解消した場合も含む。)
- ・ 生活の本拠を共にする交際相手 (元交際相手を含む。)

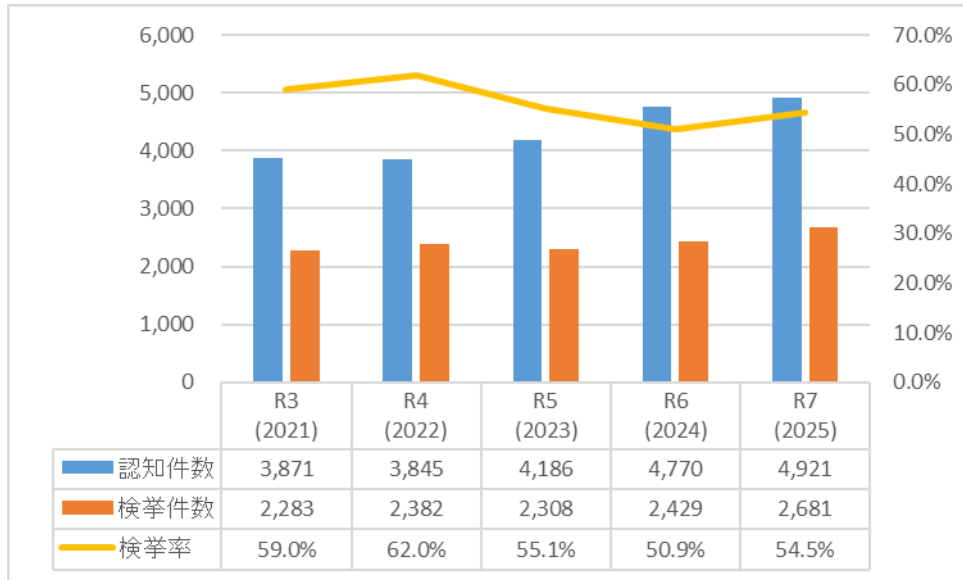
第2章 犯罪被害等の現状

1 犯罪等の現状（県内）

(1) 全刑法犯

認知件数は、令和5年から3年連続で増加しています。

図表2 《全刑法犯》 [単位：件]



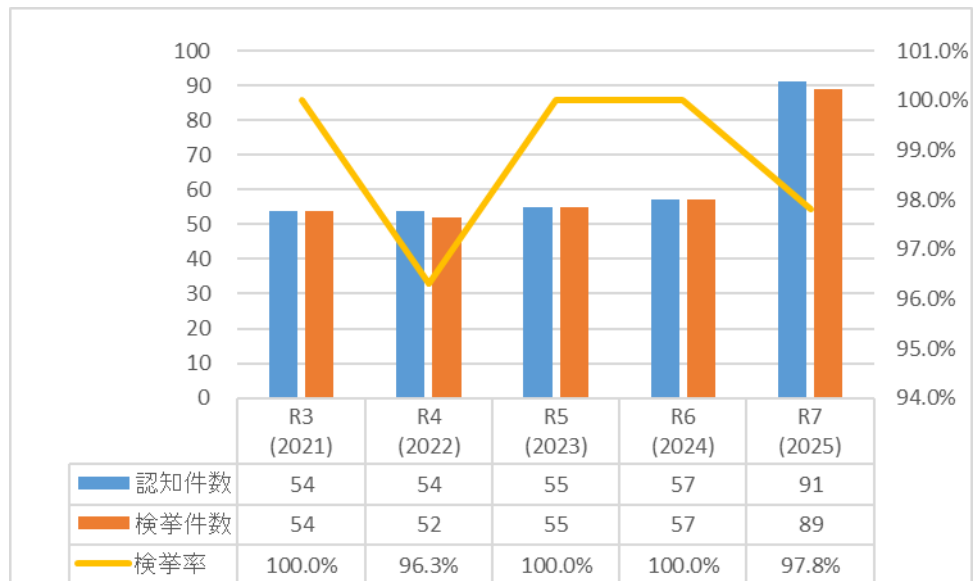
【調査の出典】 県警察本部調べ

(2) 重要犯罪^{※5}

ア 重要犯罪認知件数等

重要犯罪の認知件数はほぼ横ばいでしたが、令和7年（2025年）は増加し、検挙率は例年90%以上となっています。

図表3 《重要犯罪》 [単位：件]



【調査の出典】 県警察本部調べ

※5 重要犯罪

殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいいます。

(3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数

刑法犯全体では、窃盗犯の被害が約6割を占めています。

図表5 《主な罪種・窃盗手口別》

[単位：件]

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
刑法犯総数	3,871	3,845	4,186	4,770	4,921
凶悪犯	24	25	30	37	50
殺人	4	6	4	3	6
強盗	4	8	6	8	7
放火	12	2	5	8	8
不同意性交等	4	9	15	18	29
粗暴犯	304	326	356	365	403
暴行	150	148	138	163	169
傷害	127	152	174	156	173
脅迫	22	19	30	35	41
恐喝	5	7	14	11	20
窃盗犯	2,445	2,397	2,627	3,128	3,089
侵入盗	302	252	230	238	288
乗り物盗	582	676	897	1,144	1,017
非侵入盗	1,561	1,469	1,500	1,746	1,784
知能犯	297	371	447	502	538
詐欺	266	342	402	461	481
横領	12	9	19	15	25
偽造	17	18	22	23	29
その他	2	2	4	3	3
風俗犯	74	54	65	123	173
賭博	4	0	0	0	5
わいせつ	70	54	40	47	75
うち不同意わいせつ	26	27	25	20	38
その他刑法犯	727	672	661	615	668
占有離脱物横領	95	88	114	123	133
公務執行妨害	15	13	12	13	17
住居侵入	92	101	90	66	92
逮捕監禁	1	3	1	3	2
略取誘拐・人身売買	4	2	0	0	3
盗品等	2	1	4	5	6
器物損壊	438	403	355	339	321
その他	80	61	85	66	94

【調査の出典】 県警察本部調べ

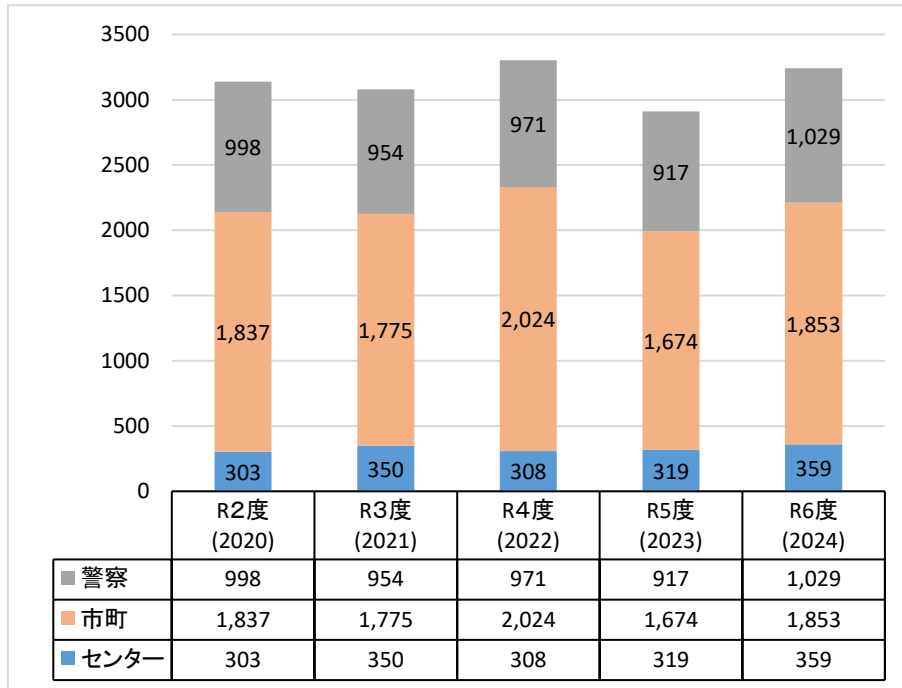
(4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数

ア DV相談件数の推移

警察、市町、県男女共同参画相談センターにおけるDV相談件数は、若干の増減がありますが、ほぼ横ばいにあります。

図表6 《DV相談件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】 県男女共同参画課、県警察本部調べ

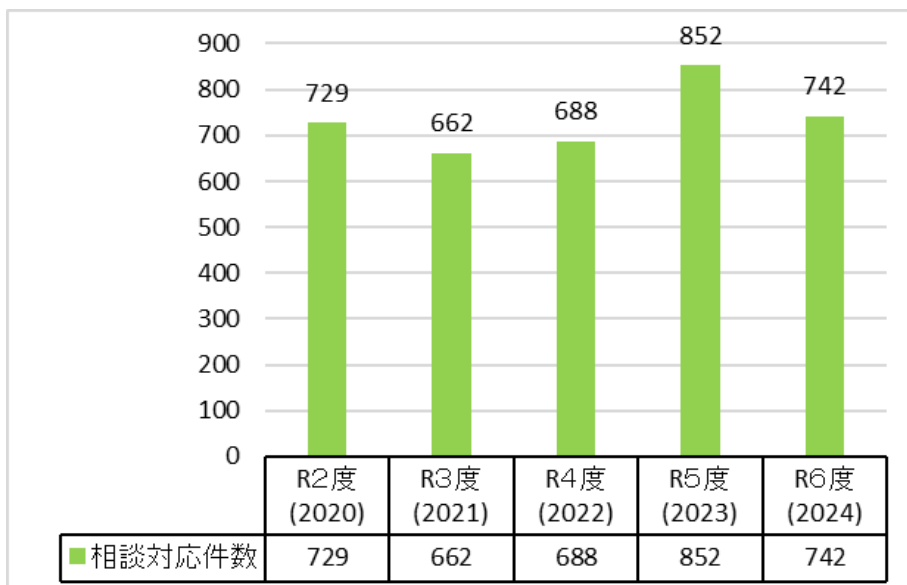
※ 県警察本部のデータは暦年 ※ センターは県男女共同参画相談センター

イ 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、若干の増減はあり、令和5年度(2023年)は増加し、令和6年度(2024年)は減少しています。

図表7 《児童虐待相談対応件数の推移》

[単位：件]

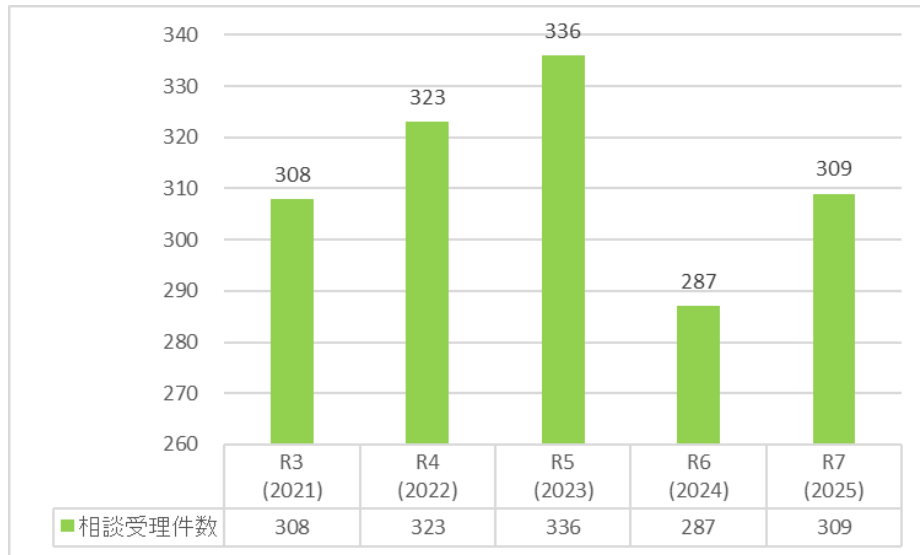


【調査の出典】 県こども家庭課調べ

ウ ストーカー事案相談受理件数

警察におけるストーカー事案相談受理件数は、増加傾向にありましたが、令和6年（2024年）は減少し、令和7年（2025年）は再び増加しています。

図表8 《ストーカー事案相談受理件数の推移》〔単位：件〕

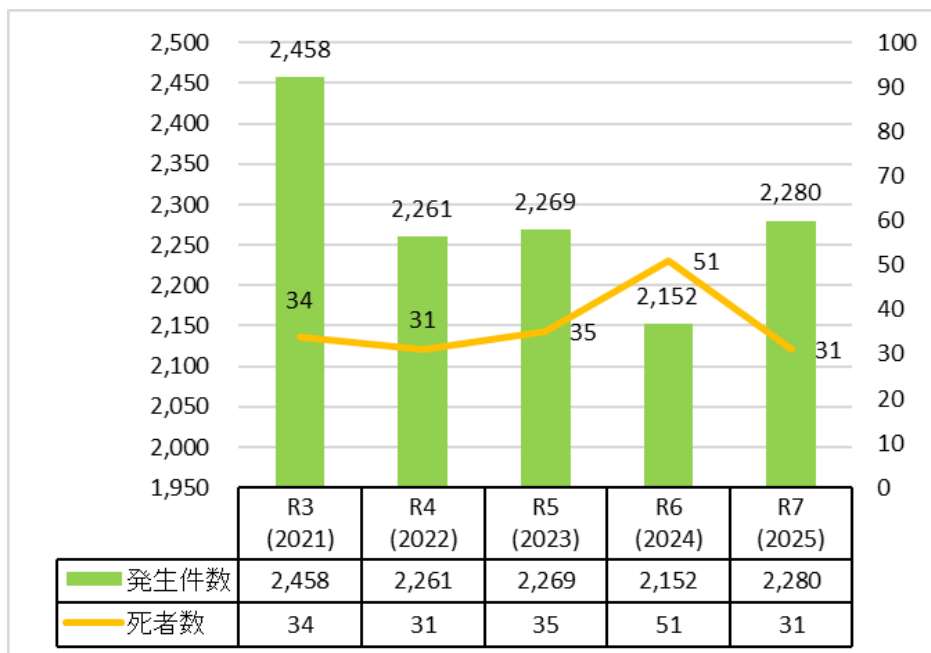


【調査の出典】県警察本部調べ

(5) 人身交通事故と死者数

人身交通事故は、減少傾向にあり、死者数は横ばいでしたが、令和6年（2024年）の死者数は増加し、令和7年（2025年）は再び減少しています。

図表9 《人身交通事故の発生件数と死者数》〔単位：件・人〕



【調査の出典】県警察本部調べ

2 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等は特別な人ではありません。

ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に、これまで平穏だった生活が一変します。

(1) 直接的被害及び二次的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、その後においても、次のような精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の二次的被害を受け、苦しんでいます。

ア 精神的苦痛、身体の不調

- 犯罪行為の対象となったという事実から受ける精神的苦痛、身体の不調
- 更なる被害を受けるかもしれないと考えることによる精神的苦痛、身体の不調
- 捜査・公判の過程、医療・福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことによる精神的苦痛、身体の不調

イ 名誉の毀損、私生活の平穏の侵害

- 周囲の者の無責任な噂話や、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の毀損、私生活の平穏の侵害
- 報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害

ウ 経済的な損失、その他の被害

- 治療等に要した高額な医療費用の負担
- 職を失ったことによる収入の途絶
- 従前の住居から転居せざるを得なくなったことによる転居費用の負担
- 捜査手続、裁判手続に要する時間的負担

(2) 被害の潜在化

性犯罪やDV、児童虐待、ストーカー等の被害は、羞恥心や自責感、加害者との関係性等から、他人に知られたくない、報復が怖い、自分が我慢すればすむ、などと考えてしまいがちとなり、警察への被害申告をためらうなど、被害が潜在化する傾向にあります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

- (1) 犯罪被害者等の権利利益の保護
- (2) 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

犯罪等は、いつ、どこで起きるか、また、誰が犯罪被害者等となるかわかりません。

県内では、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、殺人や強盗、性犯罪等の重要犯罪が依然として発生しているほか、SNSを通じた犯罪被害者等への誹謗中傷など、二次的被害の問題も深刻化しています。

こうした犯罪被害者等を社会の中で孤立させることなく、その声に耳を傾け、一人一人に寄り添いながら、誰一人として取り残すことなく、地域社会全体で支えていくことが重要です。

このため、本計画では、犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念を踏まえつつ、様々な分野にわたる施策を体系化することにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念

(山口県犯罪被害者等支援条例 第3条)

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

③ 途切れることなく行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

④ 関係機関の連携により行われること。

犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

2 計画の基本方針

本計画においては、国の基本計画及び犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見・要望を踏まえ、次の4つを基本方針として掲げています。

また、4つの基本方針の下に、条例第2章に規定する具体的施策を位置付けています。

基本方針1 損害回復・経済的支援

- 1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）
- 2 居住の安定（条例第14条関係）
- 3 雇用の安定（条例第15条関係）

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）
- 2 安全の確保（条例第13条関係）

基本方針3 支援等のための体制整備

- 1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）
- 2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）
- 3 人材の育成（条例第18条関係）
- 4 推進体制の整備（条例第19条関係）

基本方針4 県民の理解の促進

- 1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）
- 2 年間を通じた広報啓発

第4章 具体的施策

基本方針1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から、転居の必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事手続等に伴う負担について、雇用主等の理解が得られないなどの理由から、雇用関係の維持に困難を来す場合もあります。

さらに、犯罪等により生じた損害について、第一義的な責任を負うのは加害者であるものの、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないこともあります。

こうした犯罪被害者等が直面する経済的な困難等を打開するため、犯罪被害者等支援を直接の目的とした制度のみならず、様々な支援制度を活用することにより、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を進めます。

【具体的施策】

1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）

(1) 転居費用助成金^{※7}の運用

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。（県民生活課）

(2) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度^{※8}の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用、犯罪被害者等支援弁護士制度^{※9}について周知を図ります。（県民生活課、警察県民課）

※7 転居費用助成金

犯罪等による被害のために転居を余儀なくされた方に対し、県がその転居に要した費用を助成するものです。

※8 民事法律扶助制度

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料で法律相談を行い、必要な場合に弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です。

※9 犯罪被害者等支援弁護士制度（令和8年1月13日施行）

一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援が受けられるよう日本司法支援センター（法テラス）が弁護士費用の援助や弁護士の紹介を行う制度です。

(3) 経済的支援、損害回復等に関する制度の情報提供

- ア 犯罪被害者等に対する経済的支援、損害回復に関する制度を取りまとめた資料を作成し、犯罪被害者等の状況に応じて積極的に情報提供を行い、経済的負担の軽減等を図ります。(県民生活課、警察県民課)
- イ 犯罪被害者等支援に関する各関係機関・団体の支援情報一覧等をホームページに掲載するなど、掲載内容の充実や支援制度の周知を図ります。(県民生活課)

(4) 交通事故被害者の救済

交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関・団体の紹介又は斡旋を行います。(県民生活課)

(5) 暴力団犯罪等に係る被害回復アドバイザー^{※10}による支援

被害回復アドバイザーによる暴力団対策法施行規則第14条に定める支援を行います。(組織犯罪対策課)

- 暴力団犯罪の被害回復交渉の方法等についての助言
- 暴力追放運動推進センターの事業内容に関する情報提供
- 被害回復交渉に関しての相互支援と交渉を行うための民間組織の紹介

(6) 犯罪被害給付制度^{※11}の運用

犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続の情報提供を行います。(警察県民課)

(7) 県警察における公費負担制度の運用

- ア 身体犯被害者の医療費、解剖に要する費用、ハウスクリーニング費用等を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)
- イ 警察に届出のあった性暴力^{※12}被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)

※10 被害回復アドバイザー

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）施行規則で定められた制度で、公安委員会から委嘱され、暴力団被害者からの相談に応じ、助言や援助を行う専門職員のことです。

※11 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。

※12 性暴力

性犯罪を含む、自分の意に反して受ける性的な行為をいいます。

(8) 性暴力被害者に対する医療費等の公費負担

性暴力被害者に対し、医療、カウンセリング、法律相談の支援の提供及び費用負担を行います。(男女共同参画課)

(9) 犯罪被害者等に特化した各種支援制度の拡充

市町等に対し、犯罪被害者等に特化した見舞金制度、生活支援制度等の拡充について、働き掛け等を行います。(県民生活課、警察県民課)

(10) 既存の支援制度、サービス等の運用・周知

ア 生活困窮者等に対する生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、社会福祉協議会による貸付制度等が活用されるよう、その周知に努めます。(厚政課)

イ ひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進め、各種支援制度等を運用するとともに、その周知に努めます。(こども家庭課)

ウ 高校等における授業料軽減制度等を運用するとともに、その周知に努めます。
(学事文書課、教育政策課)

エ 介護保険制度や障害福祉サービス等の活用できる制度についてその周知に努めます。(長寿社会課、障害者支援課)

オ 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が利用可能な各種支援制度について周知します。(県民生活課、警察県民課)

(11) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の推進

うそ電話詐欺^{※13}等の預金口座等への振込を利用して行われた犯罪行為により被害を受けた方に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に対して被害回復に係る各種制度の情報提供を行います。(刑事企画課)

2 居住の安定（条例第 14 条関係）

(1) 転居費用助成金の運用（再掲）

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。(県民生活課)

※13 うそ電話詐欺

全国的には「特殊詐欺」と呼ばれており、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいいます。

(2) 犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居制度等の運用

犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居等について、適切な運用を図ります。(住宅課)

(3) セーフティネット住宅の登録促進

山口県居住支援協議会^{※14}と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であるセーフティネット住宅の登録を促進します。(住宅課)

(4) DV被害者等の一時保護等

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。

また、被害者が地域において安心して生活できるよう、被害者の状況やニーズに応じた自立支援を行います。(男女共同参画課)

3 雇用の安定（条例第15条関係）

(1) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進

職場における二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・導入を図るため、各種行事や事業者の団体、事業者への巡回訪問等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。(県民生活課、労働政策課)

(2) 「労働ほっとライン」の周知及び助言

社会保険労務士が労働に関する各種相談に電話・メールで応じる「労働ほっとライン」の周知を図るとともに、労働者及び事業主へ労働問題解決のための助言を行います。(労働政策課)

^{※14} 山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成された組織です。

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者の多くは、犯罪等により、その生命・身体に直接的な被害を受けるほか、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。

また、更なる犯罪等による被害を受けることに対する恐怖・不安を抱く場合や、捜査・公判の過程、行政が行う支援の場等で配慮に欠ける対応を受けたことにより、二次的被害を受ける場合もあります。

このため、犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復・軽減し、また再被害や二次的被害を防止するための取組を推進します。

とりわけ、性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、児童虐待やDV、ストーカー事案は、潜在化しやすく、加害行為が繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくないことから、被害を防止するための安全確保を図るとともに相談につながりやすく、適切に支援が受けられるようにするための取組の充実を図ります。

【具体的施策】

1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）

(1) 多機関ワンストップサービス体制^{※15}による支援の充実

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体^{※16}等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(2) こころの健康に関する相談

こころの健康に関する相談窓口の周知を図るとともに、心身に不調を抱える方からの相談対応を行い、必要に応じて専門医療機関の情報提供等を行います。（健康増進課）

※15 多機関ワンストップサービス体制

特定の犯罪行為を対象とし、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点に、犯罪被害者等の同意の下で、犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に複数の関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供して犯罪被害者等の負担軽減を図る体制のことをいいます。

※16 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55(1980)年法律第36号）に基づき、都道府県公安委員会の指定を受けた団体をいいます。

(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

カウンセラー等によるカウンセリングを通じ、犯罪被害者等のニーズを把握して各種支援につなげるとともに、カウンセリング技術・能力の向上を図ります。(警察県民課、県民生活課)

(4) 被害少年^{※17}に対する継続的支援の実施

少年サポートセンター^{※18}を中心として、被害少年やその家族に対する継続的な支援を行います。

同支援に当たっては、対象少年の状況により犯罪被害者支援室及び保護者や学校関係者とも協力し、必要に応じて専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体を紹介するなど、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めます。(人身安全・少年課)

(5) 学校における犯罪被害者等への支援

スクールカウンセラー^{※19}やスクールソーシャルワーカー^{※20}等の専門家の協力を得ながら、犯罪等により被害を受けた児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒の心理的なケアを行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携した支援を行います。(学校安全・体育課)

※17 少年

少年法では、性別を問わず20歳に満たない者を「少年」と定義しており、本計画でも同様に用います。

なお、令和4(2022)年度から民法上の少年は18歳に満たない者となりましたが、少年警察活動は、「少年法等によること」となっているため、本計画では、民法改正後も少年法に基づき、「20歳に満たない者」を少年とします。

※18 少年サポートセンター

不良行為少年等に対する指導、非行少年の立ち直り支援、犯罪等により被害を受けた少年やその家族への継続的な支援等を行う警察の組織で、山口県では中部、東部、西部にそれぞれ少年サポートセンターが設置されており、専門の職員が勤務しています。

※19 スクールカウンセラー (School Counselor)

児童・生徒や保護者の相談のほか、教職員への研修、事件事務等の緊急対策における児童生徒の心のケア、問題の未然防止など、学校における教育相談体制の充実を図るために配置されている、臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する、外部性を持った専門家のことをいいます。

※20 スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)

学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う専門家のことをいいます。

(6) 児童虐待の防止、早期発見に係る取組の推進

- ア 要保護児童対策地域協議会^{※21}を中心に、各地域の関係機関が連携して児童虐待の早期発見、早期対応を行います。(こども家庭課)
- イ 幼稚園、保育所、学校、医療機関などに対し、児童虐待の早期発見に関する取組の強化を働き掛けます。(こども家庭課)

(7) 性暴力被害者に対する医療費公費負担制度の運用（一部再掲）

警察に届出のあった性暴力被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を適切に運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)

(8) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実

- ア 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。(男女共同参画課)
- イ 性暴力被害者に対し、関係機関や庁内関係課と連携し、被害直後からワンストップによる総合的な支援（相談、産婦人科等医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。(男女共同参画課)

(9) 指定被害者支援要員制度^{※22}の運用

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。(警察県民課)

(10) 被害者連絡制度^{※23}の運用

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を適切に行います。(刑事企画課、警察県民課)

(11) 被害者支援用装備の整備

被害者支援用車両、性犯罪検証用ダミー人形、代替着衣セット等を整備し、二次的被害防止に向けた活用を努めます。(捜査第一課、警察県民課)

※21 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（保護者のいない児童や、虐待を受けているなどの理由により保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援に関する協議を行う組織をいいます。

※22 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援の円滑な実施を図るため、所属の警察官のうち、犯罪被害者等支援を行うのに適格性を有する者を「被害者支援要員」としてあらかじめ指定しておき、その中から、事件の性質等を考慮した上で「支援担当者」を指名し、同支援担当者により犯罪被害者等支援を行う県警察の制度をいいます。

※23 被害者連絡制度

支援担当者が中心となって、「刑事手続及び犯罪被害者のための制度」、「捜査状況」、「検挙状況」、「処分状況」について、被害者の意向を考慮して、面接、電話その他の方法で連絡する県警察の制度をいいます。

2 安全の確保（条例第13条関係）

(1) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の提供

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時避難場所を提供する制度を適切に運用します。（警察県民課）

(2) 更なる犯罪等による被害防止措置の推進

ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止措置を推進します。（刑事企画課）

イ DVやストーカー事案の被害者に対して防犯指導を行うほか、積極的な事件化や行為者への警告、各種行政命令等を通じて、被害者の安全確保に努め、更なる犯罪等による被害防止を図ります。（人身安全・少年課）

ウ 暴力団等による危害を未然に防止するために必要な対策を実施します。（組織犯罪対策課）

(3) 犯罪被害者等が県外へ転出する際等における事案の引継ぎの徹底

ア 現に支援を継続している犯罪被害者等の県外への転出の際に、当該犯罪被害者等が希望する場合は、転出先の都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口^{※24}等を紹介するとともに、支援状況等について、当該窓口や民間犯罪被害者等支援団体に情報提供を行い、転出先での支援につなげるよう努めます。（県民生活課）

イ 犯罪被害者等が県外から転入した場合に、速やかに支援につなげることができるよう、相談窓口を周知します。（県民生活課）

ウ DV被害者について、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合に備え、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。（男女共同参画課）

エ 児童相談所が支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携して対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転出先の自治体を管轄する児童相談所に連絡等を行い、ケースを移管等して、必要な情報を提供するなどにより、児童虐待の防止に努めます。（こども家庭課）

オ 人身安全関連事案^{※25}の関係場所が他都道府県にわたる場合や加害者又は被害者が県外に転居した場合には、当該都道府県警察と情報共有を行うとともに、連携して対処し、更なる犯罪等による被害の防止に努めます。（人身安全・少年課）

※24 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口をいいます。

※25 人身安全関連事案

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待事案等、人の生命に急迫した危険が及ぶおそれがあり、早急に対処する必要が認められる事案をいいます。

(4) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 相談、支援の過程における犯罪被害者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づく要配慮個人情報^{※26}として適切な管理を行います。(県民生活課、警察県民課)

イ 犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の要望と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。(総務課)

(5) 児童虐待被害者の保護

ア 犯罪被害者保護の観点から、児童虐待の被害に遭った児童の保護を行います。(こども家庭課)

イ 児童虐待が疑われる通報を受理した場合、必ず警察官が現場へ臨場し、関係者から事情聴取を行うとともに、児童の身体に負傷がないかを直接警察官が確かめるなど、虐待の早期発見と児童の安全確認を徹底した対応を行います。(人身安全・少年課)

(6) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。(長寿社会課、障害者支援課)

(7) 障害者虐待の未然防止等

市町職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障害者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、山口県障害者権利擁護センター^{※27}において障害者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び早期対応やその後の適切な支援が図られるよう努めます。(障害者支援課)

(8) DV被害者等の一時保護等（一部再掲）

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。(男女共同参画課)

^{※26} 要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報で、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害に遭った事実等が該当します。

^{※27} 山口県障害者権利擁護センター

障害者虐待に係る通報・相談を受け付けるほか、関係機関と連携して適切な対応が図られるよう県が障害者虐待防止法に基づき設置している機関です。

(9) 転居費用助成金の運用（再掲）

転居費用助成金について県民に周知するとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働き掛けるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に取り組みます。（県民生活課）

(10) 犯罪被害者等及びDV被害者に対する公営住宅への一時的入居

ア 犯罪被害者等及びDV被害者に対し、県営住宅への一時的入居により支援します。（住宅課）

イ 市町営住宅の空き室状況等について情報提供を依頼するとともに、市町に対して、市町営住宅への一時的入居について協力要請を行います。（住宅課）

(11) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知

外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、支援制度等の周知を図ることにより、更なる犯罪等による被害の防止と安全の確保に努めます。（県民生活課、国際課）

基本方針3 支援等のための体制整備

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、きめ細やかな支援を受けられる体制を構築していくことが必要です。

また、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としていることに加え、被害から回復するためには、長い期間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズも変化していくことが予想されます。

そのため、被害からの経過に応じた支援ニーズを把握して犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へもれなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められています。

このため、関係する相談窓口等において専門的な知識・経験に基づくきめ細やかな対応のできる体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体等が連携・協働して重層的な支援を行うことができるワンストップサービス体制の構築を進めます。

【具体的施策】

1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）

(1) 相談窓口の充実

ア 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等支援総合的対応窓口では、犯罪被害者等からの相談に応じて、適切な専門機関等に取り次ぐとともに、多機関による支援が必要な場合は、犯罪被害者等支援コーディネーター^{※28}を中心に関係機関・団体と連携した対応を行います。

（県民生活課）

イ 交通事故相談所

交通事故相談所では、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談に応じるとともに、支援に必要な関係機関・団体を紹介します。（県民生活課）

ウ 山口県消費生活センター

山口県消費生活センターでは、消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るため、専門的な知識を有する相談員が必要な助言等を行います。（県民生活課）

エ 警察総合相談窓口

警察総合相談窓口では、全国統一の相談専用電話「#9110」の適切な運用及び利用に向けた広報を行います。（警察県民課）

^{※28} 犯罪被害者等支援コーディネーター

関係機関・団体と連携し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援に関する情報提供、関係機関・団体との連絡・調整、市町への助言等を行うなど、支援全体のハンドリングを行う個人又は組織をいいます。

オ DVに関する相談

県男女共同参画相談センターにおいて、DV等に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008」の周知に努めます。(男女共同参画課)

カ 性暴力被害に関する相談

「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」において、24時間365日性暴力被害に関する相談に応じるとともに、性暴力被害相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の周知に努めます。(男女共同参画課)

キ 児童虐待に関する相談

各児童相談所において、24時間365日児童虐待に関する相談に応じる体制を整備し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めるなど、児童虐待の早期対応に取り組みます。

また、児童虐待、DVなどの問題の深刻化を未然に防止するため、子どもや子育て等に関する相談にワンストップで対応するSNS相談体制を適切に運用するとともに、その周知に努めます。(こども家庭課)

ク 女性犯罪被害相談電話（レディースサポート110）/性犯罪被害相談電話（「#8103（ハートさん）」）

性犯罪の相談のほか、ストーカー事案や配偶者暴力事案など、女性が被害者となる犯罪についての相談に応じ、必要な助言等を行います。

また、全国統一の性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の利用に向けた広報を行います。(人身安全・少年課、捜査第一課)

ケ 少年サポートセンター（少年相談電話）

警察本部及び県下6警察署に少年サポートセンターの職員を配置し、被害少年やその保護者からの相談に応じ、必要な助言等を行います。(人身安全・少年課)

コ サイバー事案に関する通報等窓口（オンライン受付）

サイバー事案に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。(サイバー犯罪対策課)

サ 暴力団に関する相談

暴力団犯罪に関する相談に応じ、暴力団犯罪の被害者の回復訴訟等、被害の防止、回復に必要な場合に暴力団情報を提供します。(組織犯罪対策課)

シ 住まいに関する相談

山口県居住支援協議会の枠組を活用し、協力不動産事業者等による住宅情報の紹介を行います。(住宅課)

(2) 市町における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の機能強化

市町における機関内ワンストップサービス体制^{※29}の構築に向け、市町犯罪被害者等総合的対応窓口を設置する部署に対する必要な助言や情報提供等を行います。（県民生活課）

(3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実（再掲）

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(4) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実（一部再掲）

性暴力被害者に対し、関係機関や庁内関係課と連携し、被害直後からワンストップによる総合的な支援（相談、産婦人科等医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。（男女共同参画課）

(5) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携協力

ア 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体に被害状況等の情報を提供し、連携協力した活動を推進します。（警察県民課）

イ 民間犯罪被害者等支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、当該団体の紹介等を行います。（県民生活課、警察県民課）

(6) 指定被害者支援要員制度の運用（再掲）

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。（警察県民課）

(7) 被害者連絡制度の運用（再掲）

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を適切に行います。（刑事企画課、警察県民課）

(8) 教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実

児童虐待の防止など、子どもの置かれた環境に対する効果的な支援や、相談体制の充実を図るため、学校と児童相談所等の関係機関との連携強化に努めます。（学校安全・体育課、こども家庭課）

^{※29} 機関内ワンストップサービス体制

都道府県、市町等において、犯罪被害者等支援総合的対応窓口等が中心となって、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握し、犯罪被害者等の同意の上で必要な情報を機関内の関係する部署に共有し、関係する部署が所管・担当する制度・サービスを提供する体制のことをいいます。

(9) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する継続的支援等

犯罪等による被害を受けた児童生徒が、継続的に不安や悩みを抱えている場合もあるため、日常的な観察や教育相談、家庭との連携等により状況の把握に努めるとともに、やまぐち総合教育支援センターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、関係機関が連携して支援を行います。（学校安全・体育課、教職員課）

(10) 「被害者手帳」を活用した情報提供等

犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報をわかりやすくまとめ、犯罪被害者が自身の被害内容や行政機関などとのやり取りを記録する「被害者手帳」を作成・交付し、支援経過のカルテ化や犯罪被害者等の負担軽減を図ります。（警察県民課、県民生活課）

(11) 外国人からの相談への対応の充実

「やまぐち外国人総合相談センター」において、外国人からの相談に多言語で応じ、適切な専門機関につなぐとともに、必要な情報提供等を行います。（国際課）

(12) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等（再掲）

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。（長寿社会課、障害者支援課）

2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）

(1) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実

ア 広報啓発素材の提供や各種研修、イベントなどの情報提供により、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課）

イ 民間犯罪被害者等支援団体が開催する講演会等を後援するとともに、積極的な広報を行うことで、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課、警察県民課）

ウ 民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師派遣等の支援を行います。（県民生活課、警察県民課）

エ DV被害者への支援活動を行う民間団体と連携・協力した事業の実施や情報提供・意見交換などにより、民間団体の活動を支援します。（男女共同参画課）

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供・指導

必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報提供及び指導・助言を行います。（警察県民課）

(3) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」での意見集約

「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」において、民間犯罪被害者等支援団体の意見を反映するなど、県と民間犯罪被害者等支援団体の一層の連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

3 人材の育成（条例第 18 条関係）

(1) 犯罪被害者等支援に携わる職員に対する支援

ア 県及び市町の相談窓口担当者や関係機関・団体職員を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等支援に従事する担当職員のスキルアップを図るとともに、犯罪被害者等からの相談対応に関して市町担当者等に対する必要な助言を行います。（県民生活課）

イ 犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、支援活動に伴う心理的な影響や代理受傷防止等について、公認心理師等による支援や教養を行うとともに、市町の相談窓口担当者に対しては、必要に応じて被害者支援に関する助言を行います。（警察県民課）

(2) 県警察における職員研修の充実

各種教養時に、犯罪被害者等支援に関する具体的事例や体験記等の資料を活用し、犯罪被害者等支援の重要性や支援要領、二次的被害の防止及び関係機関・団体との連携の必要性等に関する教養を行います。（警察県民課）

(3) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けた子どもの保護等を適切に行うことができるよう、児童相談所、警察、教育機関等の職員の資質の向上及び連携を図るための研修の充実を図ります。（子ども家庭課、人身安全・少年課）

(4) DV相談に携わる人材の育成

DV被害者等が安心して相談できるよう、相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報保護の徹底等に努めます。（男女共同参画課）

(5) 性暴力被害者支援に携わる人材の育成

相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。（男女共同参画課）

(6) 交通事故被害者等の支援に資する人材の育成

交通事故被害者等への連絡を総括する被害者連絡調整官等を効果的に運用し、組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を推進するとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応がなされるよう交通捜査員等に対する教養を推進します。（交通指導課）

(7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催

広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。（警察県民課）

(8) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実（一部再掲）

民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師派遣等の支援を行います。（県民生活課、警察県民課）

(9) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

(10) 犯罪被害者等支援に関連する機関・団体と連携した研修等の充実

犯罪被害者等支援に関連する医療、精神保健、教育、女性相談支援、矯正施設等の職員と連携して犯罪被害者等への理解促進に向けた研修等の充実に努めます。（県民生活課、警察県民課）

(11) 多数の死傷者を伴う犯罪被害への対応

多数の死傷者を生じる大規模な事件を想定したシミュレーション訓練や研修等を実施し、事件発生時には、迅速かつ的確に犯罪被害者等の援助に関する協力要請を行います。（警察県民課、県民生活課）

4 推進体制の整備（条例第19条関係）

(1) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の開催

学識経験者や民間犯罪被害者等支援団体等で構成する「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」に本計画に基づく施策の実施状況を報告し、その意見を基に必要な改善を行うことで、同計画の適切な進行管理を行います。（県民生活課、警察県民課）

(2) 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の開催

県や市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置し、同協議会が主体となって広報啓発活動等を推進するとともに、各行政窓口の相談体制の強化・充実及び相互連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実（再掲）

県、市町、警察、犯罪被害者等早期援助団体等が連携した多機関ワンストップサービス体制によって犯罪被害者等の支援を一元的に提供し、二次的被害の防止や、犯罪被害者等の負担軽減、早期の被害回復等一人一人に寄り添うことのできる支援の一層の充実に取り組みます。（県民生活課、警察県民課）

(4) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供（再掲）

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用、犯罪被害者等支援弁護士制度について周知を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(5) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催（再掲）

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

(6) 犯罪被害者等支援業務のDX化

犯罪被害者等の個人情報に関するデジタルデータを適切に管理するとともに、各種制度の申請、被害者面接、研修及び会議のオンライン化等について検討します。（県民生活課、警察県民課）

(7) 域内に住所を有しない犯罪被害者等への支援

ア 県外居住者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該犯罪被害者が居住する都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携し、必要な支援につなげます。（県民生活課、警察県民課）

イ 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該事件が発生した都道府県に所在する犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携し、必要な支援を行うように努めます。（県民生活課、警察県民課）

ウ 犯罪被害者の家族又は遺族が複数の都道府県に居住している場合は、当該都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口、警察、民間犯罪被害者等支援団体等と連携します。（県民生活課、警察県民課）

基本方針4 県民の理解の促進

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、周囲の人とつながり、支えられることで、安心して暮らすことができるものであり、犯罪被害者等支援において、県民の理解・協力は極めて重要です。

また、犯罪被害者等は、周囲の人からの無理解、無関心な言動やいわれのない誹謗中傷、誤情報を含むプライバシー情報をインターネット上に、安易に拡散されることなどによって深く傷付き、二次的被害を受ける場合もあります。

こうした状況の中、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、県民に広く行き渡るように「犯罪被害理解促進期間^{※30}」等における集中的な広報啓発や様々な機会、媒体を活用して、年間を通じた広報啓発に取り組みます。

【具体的施策】

1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）

「犯罪被害理解促進期間」等における集中的な広報啓発活動の実施

- 県、市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、期間中に集中的な広報啓発活動を行います。（県民生活課、警察県民課）
- 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の現状を踏まえた施策の重要性等について、各種広報媒体を活用して周知するとともに広報啓発活動を推進します。（警察県民課）
- 広報啓発のための集中的な強化期間として設立された「犯罪被害者月間」と連動した広報啓発活動を推進します。（県民生活課、警察県民課）

2 年間を通じた広報啓発

(1) 広く県民を対象とした広報啓発活動の推進

ア 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、各地域で「犯罪被害者等支援ミニパネル展」を開催するなど、市町と連携した広報啓発活動を行います。

また、「犯罪被害者等支援ちよるる」や低年齢層向けの広報素材を活用するなどして、幅広い年齢層に対し、親しみやすく、わかりやすい広報を行います。（県民生活課）

イ 県公式SNSやデジタルサイネージなどの各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。（県民生活課、警察県民課）

^{※30} 犯罪被害理解促進期間

山口県犯罪被害者等支援条例により、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援について県民の理解を促進するため、毎年11月25日から同年12月1日までが同期間と定められています。

ウ 関係機関や民間犯罪被害者等支援団体等と連携の上、犯罪被害者等の置かれている状況やそれを踏まえた施策の重要性等について、様々な広報媒体を通じて周知するとともに、広報啓発活動を推進します。(警察県民課)

エ 県が主催する「人権ふれあいフェスティバル」において、犯罪被害者等への理解を深めるパネル展示等を行います。(人権対策室)

オ 性暴力、DVやデートDV(交際相手からの暴力)等の防止に関する広報啓発活動を推進します。(男女共同参画課)

カ 体罰の禁止や、児童虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。(こども家庭課)

キ 高齢者虐待、障害者虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。(長寿社会課、障害者支援課)

(2) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進(再掲)

職場における二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・導入を図るため、各種行事や事業者の団体、事業者への巡回訪問等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。(県民生活課、労働政策課)

(3) 犯罪被害者等の理解に向けた学校における人権教育の推進

二次的被害の未然防止など権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、犯罪被害者等の人権に関する問題についての理解を深める学校教育活動に、関係機関とも連携を図りながら取り組むことで、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。(人権教育課)

(4) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催

中学生・高校生等を対象に講演を行う「命の大切さを学ぶ教室」や、大学、職場、団体等を対象とした「命の講座」を開催し、犯罪被害者等への理解を深めるとともに、規範意識や地域社会で犯罪被害者等を支える意識の向上を図ります。(警察県民課、人権教育課)

(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の推進

SNSを含むインターネット上で誹謗中傷等が行われないようにするため、各種研修や講習、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を推進します。(県民生活課、警察県民課、人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課、人権対策室)

(6) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発活動の推進

各季の交通安全運動や、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」、11月の「配偶者等暴力防止運動期間」、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」12月の「人権啓発推進月間」等において、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を推進します。(県民生活課、男女共同参画課、こども家庭課、人権対策室)

- (7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催(再掲)
広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。(警察県民課)
- (8) 犯罪被害者等に関する情報の保護(一部再掲)
犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の要望と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。
また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。(総務課)
- (9) 交通事故被害者や悲惨な交通事故の実態について理解を深める取組の推進
県警ホームページ等により、交通事故発生状況や交通事故被害者遺族の手記等を公開するほか、各種イベントでの広報啓発活動により、交通事故の実態やその悲惨さに関して、県民の理解を深めます。(交通企画課)
- (10) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知(一部再掲)
外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、県ホームページへ掲載する等により、支援制度等の周知を図ります。(県民生活課、国際課)

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、計画期間中は毎年度、その実施状況を取りまとめて「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」に報告し、施策の進捗状況を検証するとともに、いただいた意見等を基に、必要な施策の改善及び見直しを行うことによって、適切な進行管理を行います。

なお、評価委員会の会議資料や意見の概要等については、県ホームページで公表します。

図表 10 【進行管理のイメージ】

